

(PDF 版・4の4のア) 『教会教義学 神の言葉Ⅱ／4 教会の宣教』「二十三節 聞く教会の機能としての教義学——二 教義学の規準」

(文責・豊田忠義)

「二十三節 聞く教会の機能としての教義学——二 教義学の規準」(150-169 頁)

「二 教義学の規準」

(2) 三位一体の唯一の啓示の類比として神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の實在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」(換言すれば、聖霊の業である「啓示されてあること」、「キリスト教に固有な」類と歴史性)の関係と構造(秩序性)におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」(「啓示の<しるし>」)としての第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>〔区別を包括した同一性〕」において現存している聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、絶えず繰り返し、聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方、純粋な教えとしてのキリストにあっての神としての神、キリストの福音を尋ね求めたところでの成果である教会の<客観的な>信仰告白および教義 Credo としての第三の形態の神の言葉である教会の宣教における「正しい行為を問う」「特別的な神学的倫理学」の課題(あの「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」)を包括した「教えの純粋さを問う」「**教会教義学**(教会教義学の課題、あの「神への愛」)および**教会の宣教の第二の具体的な形式規定を確認するために、われわれは今、……二十節第二分節**において〔第三の形態の神の言葉である教会における〕『**教父**』および**教義の權威**〔「聖書の權威と自由に基礎づけられ限界づけられている」間接的・相対的・形式的な人間的な教育的權威〕に関して詳論されたことを振り返って見、そこから生じて来る要求の特徴を<信仰告白的な態度>の要求として言い表すことにする。

因みに、前段の二十節第二分節に関して言えば、次のように言うことができる——ローマ・カトリック主義における第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の「**教皇の宣言を通して**」というこの主張は、第二の形態の神の言葉である「**聖書の權威と自由**」を揚棄し越権した、「**聖書の權威と自由を剥奪した**」、「**聖書の權威と自由を相対化した**」、「**聖書の權威と教会の權威を等置し同一視した**」、悪しき「**神学的な階級制と第二の啓示源泉を承認する**」**教会共同性を成立させた**。この事態は、**教皇主義**(「ローマ的啓示組織体の絶対主義」と同じように、「**間違ふことはあり得ないものとして振る舞う**」ところの「**無謬性の教説**」を前提とした「**近代的な自然科学および歴史学の経験主義を尊重する**」近代主義的プロテスタント主義的キリスト教でも起こった。「**宗教改革**」

は、一方で、この第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会が「わがまま勝手に」恣意的独断的に成立させた「神学的な階級制と第二の啓示源泉……を、当然のことながら承認しなかった」、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の主観的な恣意的独断的な「教父ノ一致に、その個人の權威に、無批判的に服従してしまうことについて承認しなかった」。しかし、その「宗教改革」も、他方で、その「福音主義教会と聖書原理の地盤」に徹頭徹尾立脚しなかったその分、第三の形態の神の言葉である全く人間的な「教会の中での特定の教父たちのことを、またそれらの者に対して帰せられるべき真理ノ証人としての標準的な地位を（聖書の標準性の下においてであるが）事実考慮に入れていたということ、そのことは、ルターからも、カルヴァンからも（特にアウグスティヌスとの彼らの関係に関して）容易に証拠立てることができる」——「聖書を説明し、解釈した聖なる教父たちと古代の教師たちが、この規準〔「神学的な階級制と第二の啓示源泉」〕から離れなかった場合には、われわれは、彼らを単に聖書の解釈者としてだけでなく、神がそれによって語り、み業をなし給うた選ばれた器として認め、尊敬しよう」というその信仰告白的な態度が、その証拠である。「宗教とは、すべての神崇拜の本質的なものが〈人間の道徳性〉にあるとするような信仰であるとしたカントは、本源的であるゆえに、すでに前もってわれわれの〔人間の生来的な自然的な〕理性に内在している神概念の再想起としての神認識という点で、〔自然神学と〈非〉自然神学とを混在させた〕アウグスティヌスの教説と一致する」（『カント』）——このようなアウグスティヌスとの関係性からして、ルターもカルヴァンも、その度合いの差異はあれ、自然神学と〈非〉自然神学とを混在させた。宗教改革の「福音主義教会と聖書原理」に基づかない限りは、プロテスタント教会においても、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会における全く人間的な「ルターの翻訳〔例えば、悪しき人間中心主義的な「神人協力説」を温存させるところの、ローマ3・22、ガラテヤ2・16等の「イエス・キリスト〈の〉信仰」の属格の目的格的属格理解という理解〕の絶対化」が起こるし、ルターはプロテスタント教会における「新しい教父」、「選ばれた器」であるとする信仰告白的な態度という事態が起こるし、「第二の啓示源泉」であるとする信仰告白的な態度という事態が起こる。「十八世紀初頭に至るまで、ルターやカルヴァン、また彼らの仲間のうちの多くの者は、それぞれの仕方であらふこれらの者と並んで、……『聖書の博士として』、それと共に教会の靈的な指導者……として、彼らに対して与えられるべき權威〔間接的・相対的・形式的な人間的な教育的權威〕をはるかに超えた、それ以上のひとつの權威……を所有し、行使した」。

われわれは、「福音主義的な聖書原理……の〈客観的な〉側面」を、自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、われわれのための神としての「外に向かつて」の外在的なその「失われない差異性」における第二の存在の仕方、すなわち「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてま

ことの人間、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるところの、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの神性とまことの人間性」——すなわち「権威と自由」によって賦与され装備された「権威と自由」を持っているその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回的特別に召され任命されたその人間性と共に神性を賦与され装備された預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」）としての第二の形態の神の言葉である「聖書の権威と自由に基礎づけられ限界づけられている」ところの、徹頭徹尾「間接的・相対的・形式的な権威〔全く＜人間的な＞教育的＜権威＞〕と自由」を持っている全く人間的な教会の＜客観的な＞信仰告白および教義 Credo としての第三の形態の神の言葉である全く人間的な「教会の中での＜権威＞〔全く＜人間的な＞教育的＜権威＞〕についての教説の中で理解しようと努めた」が、「その後、福音主義的な聖書原理……の＜主観的な側面＞」を、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの神性とまことの人間性」——すなわち「権威と自由」によって賦与され装備された「権威と自由」を持っているその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回的特別に召され任命されたその人間性〔を持つ〕と共に神性を賦与され装備された預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」）としての第二の形態の神の言葉である「聖書の権威と自由に基礎づけられ限界づけられている」ところの、徹頭徹尾「間接的・相対的・形式的な権威〔全く＜人間的な＞教育的＜権威＞〕と自由」を持っている全く人間的な教会の＜客観的な＞信仰告白および教義 Credo としての第三の形態の神の言葉である全く人間的な「教会の中での＜自由＞〔聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性における自由〕についての教説の中で理解しようと努めた」。何故ならば、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（「啓示の＜しるし＞」）としての第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において現存している聖書を、自らの思惟と語りと行動における「原理」・「規準」・「法廷」・「審判者」・「支配者」・「標準」とした（聖書を媒介・反復することを通した）その「間接性こそが、主ご自身を通して設けられ、主の甦えりを通して力を奮う」からである。バルトは、このような、第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復することを通した、起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリストと第三の形態の神の言葉である教会（すべての成員）との媒介的・反復的な関係性（「間接的な関係性」）のことを、「まことの直接性」、「まことの関係性」と呼んだのである。「そのように、われわれは、ここでも、教義学の中で、神律性に対して、先ず第一に、なかならず教会の中での＜他律性＞〔聖書に対する他律的服従〕が対応し、向かい合って立っていることについて明らかに理解することなしに、また明らかにする前に、教会の中での＜自律性

>〔聖書に対する他律的服従への決断と態度という自律的服従〕について語ることはできない。したがって、「**キリスト教の宣教に対して**」、それ故に「**先ず第一に〔教会の宣教における一つの補助的機能としての教会〕教義学自身に対して課せられている『別な法則』**は、確かに神の法則以外の法則ではあり得ないとしても」、それ故に「ここで考察されるべき他律性はまさに神律性以外のほかの法則ではあり得ないとしても」、「**神の法則についての証言は、それ故に神律性をして力を奮わしめることは、〈具体的な〉別な法則の指し示し、告げ知らせ、しるし的な〈形態〉を認識しつつ遂行される以外に遂行されることができない**」。したがってまた、キリスト復活から復活されたキリストの再臨（終末、「完成」）までの聖霊の時代（中間時）の終末論的な途上性に存在する第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会に属するわれわれは、「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方の中における、第三の存在の仕方である救済者としての「復活され高举されたイエス・キリストから降下し注がれる霊」である「聖霊」は、その「神的愛に基づく父と子の交わりの中で、〔起源的な第一の存在の仕方である創造者としての〕父は〔第二の存在の仕方である和解者としての〕子の父、言葉の語り手〔啓示者〕であり、子は父の子、語り手の言葉〔啓示、起源的な第一の形態の神の言葉〕」であるところの行為〔・働き・業、「啓示されてあること」、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）〕である」ことからして、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の实在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（啓示の〈しるし〉）としての第二の形態の神の言葉である「**聖書**」が、「**教会の宣教における、それ故に〔その一つの補助的機能としての〕教義学における具体的な規準〔・原理・法廷・審判者・支配者・標準〕である**」ということをして、「**はっきりと言葉に出して説明し、理解しなければならない**」。「教会に宣教を義務づけている」ところの、「〔第二の形態の神の言葉である〕聖書は、先ず第一義的に優位に立つ原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕」としての〔起源的な第一の形態の神の言葉である〕イエス・キリストと共に、〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な〕教会の宣教における原理〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕である」。したがってまた、われわれは、「いかなる意味でも絶対的な他律性について語ることはできない」、われわれは、「**教会の宣教と教義学の神律性の具体的な形態**〔あの「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）〕について語る」、それ故にわれわれは、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の「**神の言葉の權威の傍らに**」、〔自然神学、自然的な信仰・神学・教会の宣教、ローマ・カトリック主義的な信仰・神学・教会の宣教、近代主義的プロテスタント主義的キリスト教的な信仰・神

学・教会の宣教におけるように] それと並べて第二の權威をうち立てはしない」、それ故にわれわれは、「ここで權威と呼ばれるべきすべてのことを貫き通して、[それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「神の言葉の<三形態>」の関係と構造（秩序性）を持っている、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の] 神の言葉の<唯一の權威>を仰ぎ見る」。

そのような訳で、「もしも神の言葉が、[その最初の直接的な第一の「啓示の<しるし>」としての第二の形態の神の言葉である] 聖書の中に証されている〔起源的な第一の形態の神の言葉としての〕啓示の中で……われわれに聞えるようになるということが、具体的な客観性の中で〔それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）の中で〕、〔教義学をその一つの補助的機能として持つ〕今日の〔絶えず繰り返す、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方〕で聞く教会を基礎づけ形成した教師および教えの決断の声を通して共に条件づけられているとすれば、その時、そのことは、教義学的な規準、換言すればそれにその教会が聞く教会として服しているところの規準の理解に関して、その特定の働きを及ぼさなければならないはずである」。その時、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能（教會的な補助的奉仕）としての「教義学的な思惟と語り」は、「ちょうど〔第二の形態の神の言葉である〕聖書の正典と本文に従って方向づけられているように」、「教会を規定している歴史および教会の中で力を奮っている信仰告白に対する秩序づけられた関係を通して〔すなわち、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）を通して〕、無資格な〔人間の生来的な自然的な自由な自己意識・理性・思惟の類的機能を駆使した〕主観的な恣意的独断的な宗教的思惟と語りから区別されなければならない。「われわれは、既に〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である教会の<客観的な>信仰告白および教義 Credo としての〕教会の信仰告白に対して教会が負っている責任性に関して語らなければならないところの一般的なことを語った」、「それであるから、今ここでは、〔絶えず繰り返す、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方〕で教える教会に相對しての聞く教会の機能としての教義学の規準に関して、一般的な洞察から引き出して来なければならないいくつかの結論を述べなければならない」。第二および第三の段落の内容からして、「最終的に絶対的に、ただそれだけが標準的である〔第二の形態の神の言葉である〕聖書的啓示に相對しての〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能としての全く人間的な〕教義学的作業の場所は、〔全く人間的な〕教父および教義との関係を念頭に置いた場合、あくまでも<相對的に規定

された>場所でなければならない」。言い換えれば、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教義学に従事する「教義学者、あるいはその教義学者の対話相手である説教者は、……その<相対的に>規定された<故郷>を持たなければならない」。何故ならば、「彼の絶対的に規定された故郷は、当然のことながら〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な「われわれの教会とは違った、われわれの教会にとって異質な」、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>、起源的な第一の形態の神言葉自身の出来事の自己運動に基づいた〕唯一ノ聖ナル教会であることができるだけである」からである、また聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である「われわれの教会によって異端的として排除された教会の中でも存在しているところの、われわれは信じることをやめないその唯一ノ聖ナル教会こそが、ただその信仰が服従であるところで〔ただその信仰が、「聖書への絶対的信頼」に基づく聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性における服従であるところで〕」、それ故に「<相対的に>規定された信仰であるところで存在する」からである。

第二の形態の神の言葉である「**聖書は、先ず第一義的に優位に立つ原理**〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕としての〔起源的な第一の形態の神の言葉である〕**イエス・キリストと共に、〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な〕教会の宣教における原理**〔・規準・法廷・審判者・支配者・標準〕である」から、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的奉仕としての教会「**教義学は、教会の宣教を、唯一の標準としての神の言葉の標準に照らして批判し・吟味し・訂正することとして**〔換言すれば、「聖書への絶対的信頼」に基づいて、聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、教会の宣教を批判し・吟味し・訂正することとして〕」、「**また教会の唯一の主であり、かしらであり給うイエス・キリストの中に教会の存在があることを想起させることとして**」、「**徹頭徹尾教會的であり、それ故に<普遍的——教會的>であり、それ故に**〔あの「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指す〕<世界教會的>でなければならない」、それ故に「教會的であることへの、しかも<世界教會的に>教會的であることへの意志を持った教義学が存在するだけである〔換言すれば、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（「啓示の<しるし>」）としての第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、絶えず繰り返し、聖書への他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、聖書に聞き教えられる

ことを通して教えるという仕方、純粋な教えとしてのキリストにあつての神としての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」（「教えの純粋さを問う」教会教義学の課題）とそのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての隣人愛」（その教会教義学に包括された「正しい行為を問う」「特別な神学的倫理学」の課題）という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行くという認識と自覚を持った教義学が存在するだけである」。このような訳で、「正しく理解するならば、教義学的な寛容さというもの、本来存在しないのである」、「論難の余地のない仕方、ましてや計画的・組織的な仕方、独立性を保ちつつ並んで存在している〔党派的多元主義的な〕カトリック的教義学、ルター派教義学、改革派的教義学は存在しないのである」。このような訳で、「人がここでの事情をこれと別様に受け取ろうとしたところ、そこでは、人は、常に、聖書と並んで置かれるべき何らかのほかの認識源泉と主張に〔すなわち、聖書と並んで、人間的理性や人間的欲求やによって恣意的独断的に対象化され客体化されたに過ぎない人間自身の意味世界・物語世界・神話世界、存在者レベルでの神、存在者レベルでの神の啓示を認識源泉とする主張に〕、表向き神の歴史の導きと言われているものに、教會的な相違したあり方と矛盾全体の表向き認識し得る調和であると言われているものに依拠し、それと共に教會的な基礎を原則的に放棄してしまわなければならなかったのである」。「<形態論的に基礎づけられ意図された信条主義の中>では、どこかで常に、何らかの<野、森、山の魔神>に対する恐れと畏敬の念を持った生気説的な異教主義がまどろんでおり、そここのところからして思惟し語っている教義学は、おそらくあらゆる種類の珍品や変わった物の収集家が持つ熱心さと愛をもって判断を下すのである」。そのようなものすべては、聖書的啓示証言における純粋な教えとしてのキリストにあつての神としての神、キリストの福音ではないであろう。

「正しい行為を問う」「特別な神学的倫理学」の課題（すなわち、あの「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」、換言すれば純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請、「もろもろの誠命中の誠命、われわれの浄化・聖化・更新の原理、教会が<教会自身>と<世>に対して語らねばならぬ一切事中の唯一のこと」、すなわち全世界としての教会自身と世のすべての人々が純粋な教えとしてのキリストにあつての神としての神、キリストの福音を現実的に所有することができるためになすキリストにあつての神としての神、キリストの福音の告白・証し・宣べ伝えの課題）を区別を包括した単一性において統一している「教えの純粋さを問う」「教会教義学に与えられた課題の性質は（すなわち、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」としての第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行

動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、聖書への他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、絶えず繰り返し、「聖書への絶対的信頼」に基づいて聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方  
で、純粋な教えとしてのキリストにあつての神としての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」の課題の性質は、「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」共同性（「まさに<ひとつの>キリスト教会全体」）を目指すという点にある——ここにこそ、「まさに正しい教義学の全教會的な根本姿勢と主張」がある。したがって、「実際のキリスト教信仰は、ただ目に見えるその可視性の中で、決して一様ではなく、それ自身さまざまに異なり、残念ながら一致しておらず、むしろ広い範囲にわたってひどく不一致の状態にある教会〔ましてや西欧近代の危機としての、経済社会構成・経済的基盤を成熟した資本主義に置く自由主義国家体制の中で、恣意的自由と私利私欲の優先意識が蔓延し、価値意識・価値観が多様化し、他者を現実的に侵害しないということを原則とする個人主義ではなくて、他者を現実的に侵害する利己主義が前面化し、共同体統括力が衰退しているそのような時代的な社会水準のただ中に現存している実際のキリスト教信仰も、決して一様ではなく〕」というのが現状であるが、その中で、「全教會的な根本姿勢と主張」をなす「正しい教会教義学」は、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「教義学的な合理主義を明確に否定」して、そのイエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>、起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動、神的愛に基づく「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの「父〔言葉の語り手・啓示者・創造者〕と子〔第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身・語り手の言葉・啓示・和解者〕の交わりの中で、父は子の父、言葉の語り手であり、子は父の子、語り手の言葉である行為〔働き・業・行動・性質〕である」第三の存在の仕方である聖霊の業としての「啓示されてあること」・「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）・救済者なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体、キリストにあつての特別啓示、キリストにあつての啓示の真理、「恵ミノ類比」（啓示の類比、信仰の類比、関係の類比）、啓示神学に立脚するのである。その時には、教義学は、「異なった、一致していない教会の真只中に身を置くことによって、……目に見えない不可視な唯一ノ、聖ナル教会を信じる信仰に対して、……より忠実に従っているし〔教会教義学の信仰告白的な態度〕に忠実に従っているし、全教會的な教会のために多くをなしているし、寛容の思想が含みをもっている正当な意味を最もよい仕方を実現しているのである」。

「そのような訳で、〔第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての〕教会教義学は、同時に、ローマ・カトリックの教義学であり、〈また〉ギリシャ正教の教義学であり、〈また〉新プロテスタント主義の教義学であり、〈また〉福音主義の教義学であり、それからそれらを結び合せつつ全教會的な教義学であることはできない」。われわれは、「さらに続けて、……教義学は、そこで選択をなし、第一のもの、第二のもの、第三のもの、第四のもの、第五のものであることができるというように言うことはできない」。「それらの見たところ同じように可能な教義学の間での選択の危険は大きいので」、その「偽りの選択」によって選ばれた「教義学」は、「そもそも教会教義学ではなく、むしろ教会の信仰告白〔教会の〈客観的な〉信仰告白および教義Credo〕を通して排除された異端的な知識主義（グノーシス）の可能性の内の一の可能性であるということの意味している」。したがって、「そこではただ一つの実在があるだけである」。「目に見えない不可視な唯一ノ、聖ナル教会を信じる信仰に対する忠実な態度」としての「教会教義学の信仰告白な態度」は、「すべてのほかの可能性と選択の正当性を認める承認が排除されている」ところの、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の「神の言葉を通しての強制に基づいている」。したがって、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教およびその一つの補助的機能として教会教義学は、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」（「啓示の〈しるし〉」）としての第二の形態の神言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とする他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性における服従〔「聖書への絶対的信頼」（『説教の本質と実際』）——「教会教義学の信仰告白的な態度」〕が肝要である。この「教会教義学の信仰告白的な態度」は、「否定的には、有無を言わさぬ仕方である……〔「教義学的な合理主義を肯定する立場」、一般的な啓示、一般の真理、存在の類比に立脚する自然神学、自然的な信仰・神学・教会の宣教の段階にある〕ほかの信仰告白的な態度が、最後の真剣さをもって、……異端的な態度として排除されるということの意味している」。このような訳で、われわれは、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、前段で述べたようなただ聖書的啓示証言におけるキリストにあつての啓示の体系があるだけであるから、「神の言葉を通しての強制」は、その多様な人間的な決断と態度における可能性の中で「ローマ・カトリック主義の信仰告白的な態度、新プロテスタント主義の信仰告白的な態度、あるいは福音主義の信仰告白的な態度であることはできず」、「ただ一つの態度、唯一の可能な態度、換言すれば〈福音主義〉の信仰告白的な態度へと導くと言わなければならない」。したがって、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能としての「教会教義学は、……ただこの規定された姿の中でだけ、すなわち福音主義的——信仰告白的に規定された姿の中でだけ、そ

れが現にあるところのものである」。したがってまた、「教会教義学は、＜福音主義的＞教義学である」。したがってまた、「そうでないとしたら、それは、教会教義学ではない」。したがってまた、「その際、〔教会の宣教における一つの補助的機能としての〕『福音主義的教義学』』ということで、……〔聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした教会の＜客観的な＞信仰告白および教義Credoとしての第三の形態の神の言葉である教会に属する〕十六世紀の宗教改革者を通して、また彼らの証言を受け入れた信仰告白を通して＜純化され、新しく基礎づけられた＞〔その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（「啓示の＜しるし＞」）としての第二の形態の神の言葉に属する〕一つの聖なる、公同の使徒的教会、そのように規定された姿の中で、唯一の可能な、正しい教会として〔「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の〕神の言葉を聞く教会の教義学が理解されなければならない。この「命題」は、その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（「啓示の＜しるし＞」）としての第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした教会の＜客観的な＞信仰告白および教義Credoとしての第三の形態の神の言葉である全く人間的な「教会の中で〔「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉である〕イエス・キリストが信仰の服従を見出し給う時、教会がイエス・キリストの言葉に従う故に、自分自身をイエス・キリストの教会、したがって正しい教会として信じる事が許される時、教会が信仰告白し、しかも正しく信仰告白をすることによって、この服従を確認する時、そのようなところでは、……自分自身を証明する」、それに「先行する証明は、ただ全く……教会はそれが正しい＜教会＞である時には、またそのようなところでは、＜福音主義の＞教会であるということから成り立っている」。イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、そのイエス・キリストにおける「啓示自身」が、その「啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞を持っており、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、聖霊の業である「啓示されてあること」、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（啓示の＜しるし＞）としての第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において現存している聖書を持っており、またその聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である教会の＜客観的な＞信仰告白および教義Credoを持っているから、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能としての教会教義学は、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続して、現存するその秩序性における聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・

審判者・支配者・標準として、絶えず繰り返す、それに対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方、「教会の宣教を批判し、吟味し、訂正する」時、「福音主義的な教会教義学として」現存する、「現にあるところのものである」。

「概念の悪い意味での〔独善的態度や個人的立腹〕に基づいた『神学者ノ狂暴』、まことに非難されるべき意味での『神学者の喧嘩』について、人は、……最後の必然性をく持たない>神学的な敵対関係が問題であるところで〔聖書的に根本的包括的な原理的な差異性の対立が問題でないところで〕、根本においてただ個人、あるいはグループ全体の、あるいは教會的な集団そのものの特殊なあり方や嗜好が問題に過ぎないところで語ることができるし、語らなければならない」。したがって、啓示神学へのベクトルを持つ「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）を認識し自覚した第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての「**教会教義学**と〔自然神学へのベクトルを持つ〕**異端的教義学**の間の真剣な戦い」は、「**事実あらゆる種類の必然的でない神学的な敵対関係**〔聖書的に根本的包括的な原理的な差異性を問題としない神学的な敵対関係〕を通して不愉快な仕方**で曇らされることなしには演じられ**」ていない。したがってまた、われわれは、自然神学あるいは自然的な信仰・神学・教会の宣教の段階で停滞と循環を繰り返すのか、それともその段階を、聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、根本的包括的に原理的に止揚し克服していく<非>自然神学あるいは<非>自然的な信仰・神学・教会の宣教の段階へと向かう道を選び取るのかという**聖書的に根本的包括的な原理的な差異性の問題についての戦い、すなわちその「必要な戦い自身は中止せず、今こそ、全力をあげて取り組んでいくことを命じられている」**——「一方ニオイテ（ソレハ建設スルヨリモ破壊スルガ故ニ、ソレニヨッテ教会ガ混乱サセラレテハナラナイ）不必要ナ無駄ナ論争ト、他方ニオイテ……ソレガ起コル時、ソレハ信仰箇条あるいはキリスト教教理ノ主要ナ条項ヲ含ンデオリ、ソコデハ真理ヲ防衛スルタメニ、反対ノイツワリノ教理ガ断罪サレナケレバナラナイ必要ナ議論……ノ間デ是ガ非デモ区別ガツケラレナケレバナラナイ（和協信条）」。「この争いにおいては、**最後の**なことが問題****〔些末なことが問題ではなくて、聖書的に根本的包括的な原理的なことが問題〕であって、ただ単に偶然的な愛好や嫌悪の事柄が**問題ではない**」、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能としての「神学的な対立においては、……〔第二の形態の神の言葉である聖書で証されている起源的な第一の形態の神の言葉である〕イエス・キリストにあつて相分かれているのであつて、決して〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な〕一つの教会の権利、あるいは教會的な一つの思想方向の権利の故に、ましてや一人の者の個人的な意見の権利故に分かれているのではない」、「むしろ異端に対する権利の故に、したがって必然的に互いに戦わなければならないということによく気づいていればいるほど、〔第三の形態

の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能としての] 神学的な対立においては、[第二の形態の神の言葉である聖書で証されている起源的な第一の形態の神の言葉である] イエス・キリストにあって、その限りまた教会の中で<共に>存在している」。しかし、「1932年以来……カトリカという名で出版されて来たローマ・カトリック教会の『論争神学のために季刊誌』の執筆者たちにとって論争の前提は、まさに……[教派的な、すなわち党派的な、党派主義的な] カトリック神学こそが教会の神学であり、したがって福音主義的対話相手は<異端者>として真剣に受け取られるべきであり、……そのようなものとして実際に<真剣に>受け取られるべきである」という点にあった。また、通俗的な党派的多元主義の寛容さに基づいた「いかなる教会も、自分自身とそれからまたほかのいかなる教会をも最終的に真剣に受け取ってはならないという」ことを「基本原則」とする「世界教会運動の影の下では、[それが党派的、党派主義的であることが確かである限り、] あまりに人間的な我意を持った様々な野獣が、場合によってはそれだけ露骨に爪をむき出しにし、傷つけ合わなければならないということは何の疑いの余地もないことである」。それに対して、先に述べられていたように、「人が互いに純粋な教義学的な不寛容さの中で相対して立つところでこそ、ただそこでだけ、人は互いに語り合うことができる……。しかも、実り豊かな仕方で語り合うことができる……」。「何故ならば、ただそこでだけ、人は、[聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として] 互いに信仰告白から信仰告白に向かって何事かを<語り>かけるべく持っているからである」。したがって、聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会の宣教における一つの補助的機能として教会教義学者である全く人間的なバルトは、近代以降において典型的には、もともと自然科学および人文科学に関する学問と研究の自由な場所である大学社会における「何らかの抽象を以て始められ何らかの空論に終わるところの」人文科学の領域における「すべての大学社会の神学」者たち（<バルト主義>、<反バルト主義>、<中立主義>者たち）を念頭に置いて（『ルートヴィヒ・フォイエルバッハ』）、また「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという<方式>（『ローマ書』）を認識し自覚し堅持しないところの、「人間の自己運動を神のそれと取り違えるという混淆」、「神の自由を認識していないという事態」を惹き起こす「ヘーゲルの強力な痕跡」を持った「シュライエルマッハー以外の他の人々〔アドルフ・フォン・ハルナック、パンネンベルク、ラインホルド・ニーバー、モルトマン、ルドルフ・ボーレン、エンゲマン、エーバーハルト・ユンゲル、ベルトールト・クラッパート、大木英夫、滝沢克己、八木誠一、小泉健、佐藤司郎、倉松功、喜多川信等々〕」（『ヘーゲル』）を念頭に置いて、また「新約聖書の釈義に役立つ新しい哲学的な鍵を<前期>ハイデッガーの哲学原理に見出した」のだが、まさに人間学的領域で<前期>と<後

期>の全体性において思惟し語ったハイデッガー自身から、客観的な正当性と妥当性を持って、根本的包括的に原理的に「『今日まさにこのマールブルク〔ブルトマン、ブルトマン学派〕では、無理やり模造された敬虔さと結びついて、弁証法の見せかけがとくに肥大している』が、それよりは『むしろ無神論という安っぽい非難を受け入れた方がよい』、『いわゆる〔自由な人間的理性や人間的欲求やによって恣意的独断的に対象化され客体化されたその人間自身の意味世界・物語世界・神話世界としての〕存在者レベルでの神への信仰は、結局のところ神を見失うことではなかろうか』」と「揶揄」され批判されたブルトマン（木田元『ハイデッガーの思想』）を念頭に置いて、次のように述べている——「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方、「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間イエス・キリスト、「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての「ただイエス・キリストの名だけ」——この「一つの事柄に仕えなければならないのであって、ひとつの党派〔学派、教派、主義、思想傾向、  
「同時代の人たちの思考の前提」・「そこから形成された理解の規準」〕に仕えなければならないことはない……、一つの事柄に対して自分の立場を区別しなければならないのであって、別な一つの党派に対して自分の立場を区別しなければならないわけではない……」、と。また、言葉の専門家であり、文芸批評家であり、思想家である吉本隆明は、『どこに思想の根拠をおくか』（「思想の基準をめぐって」）で、党派性、党派主義、党派的思想、党派的多元主義を批判して、次のように述べている——「対立する双方に真理があるというような俗説が、世界史的に流布され、流通している中で、<自らの立場>において、両者を包括し止揚しなければならないということが思想的な問題である」、と。